

改正案	現行
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次の通り解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規<u>6.</u>に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次の通り解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規<u>5.</u>に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p>
<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(高圧一括受電するマンションにおける住居部分及び家庭用燃料電池設備の点検)</p> <p>(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合<u>にあつては、</u>住居部分（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5)②及び③にかかわらず、<u>4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うこと</u>をもって足りるものとする。</p>	<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(高圧一括受電するマンションの住居部分の点検)</p> <p>(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の<u>住居部分</u>（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5)②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）によることができる。</p>

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、（５）②及び③にかかわらず、４年に１回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」３．に該当する場合には１年に１回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。

- ① 当該燃料電池発電設備及び当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分の分電盤に、漏電遮断器が設置されていること。
- ② 当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。
- ③ 設置者と機器販売事業者等との契約により、当該燃料電池発電設備の保守が実施され、その点検結果等が整備記録に記録されていること。
- ④ 各住居部分の当該燃料電池発電設備が、出力十キロワット未満であること。
- ⑤ 設置者又は設置者から委託を受けた機器販売事業者等によって、③の整備記録が適切に保管されていること。
- ⑥ 当該燃料電池発電設備が、保安に影響する設備の異常を検知した場合及び機器販売事業者等による設備の整備周期を超えた場合には自動停止するものであり、かつ、機器販売事業者等の確認の後に運転が再開されること。ただし、停電や電力の過剰使用等によって遮断器が動作した場合等においては、当該燃料電池発電設備の運転の再開を居住者自らが行うことを妨げるものではない。